

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し、立地条件が不利であることなどから森林所有者等による間伐等の施業が行われず、国土の保全など国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種が繁茂して国有林野で実施する駆除の効果に支障を生じさせる場合があります。

こうした課題に対処するため、平成24年に森林法が改正され、「公益的機能維持増進協定制度」が創設されました。本協定制度は、国と国有林に隣接・介在する民有林の所有者が協定を締結し、国において、国有林と民有林とを一体的に整備・保全を行うものとなっています。

## ① 隣接民有林等整備支援事業(ソフト事業)

国が隣接民有林等の整備を行うため、その所有者と協定を締結(協定締結に係る調査等経費)

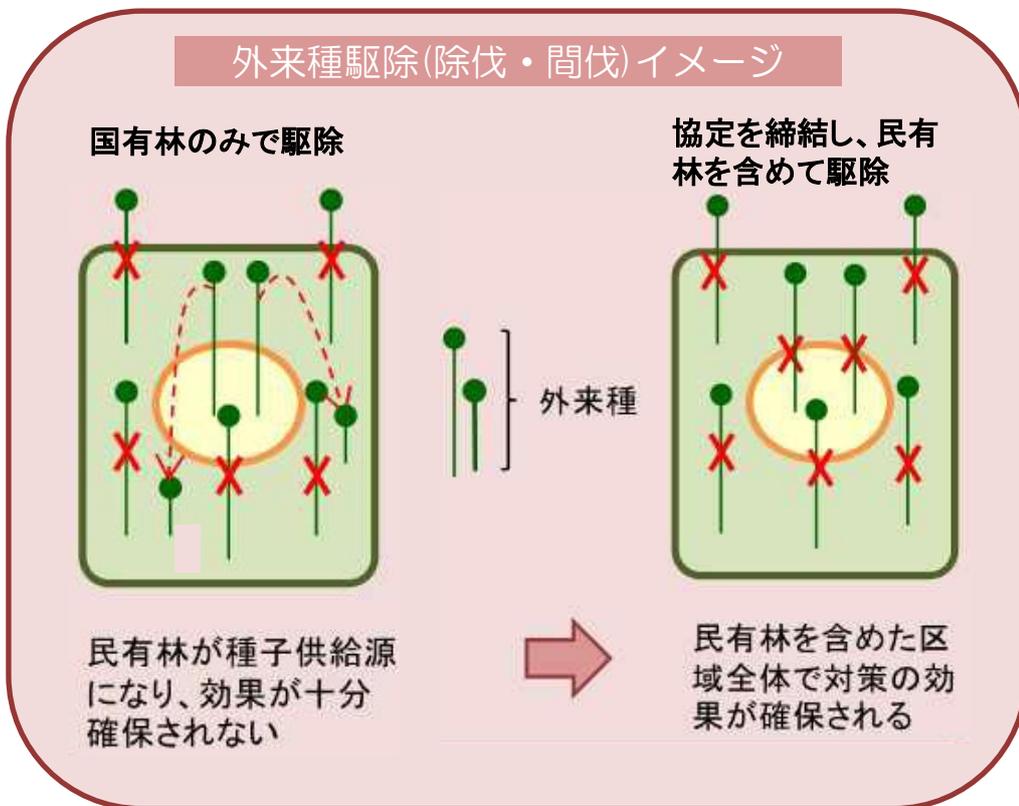
## ② 協定区域内森林整備(ハード事業)

締結した協定に基づき、国が直接的に隣接民有林等の間伐等の森林整備を実施(世界自然遺産地域及びその候補地内については外来種駆除も実施)

公益的機能維持増進協定の締結状況 H27.9.30現在

局	所在地		締結年月日	民有林面積 (ha)	協定締結者	事業内容
	都道府県	市町村				
東北	秋田県	上小阿仁村	H26.3.7	3.34	個人所有者 2名	間伐
関東	栃木県	日光市	H26.3.14	1.81	日光市長	間伐
	静岡県	浜松市	H26.2.28	1.23	日比沢地区自治会長	間伐
	東京都	小笠原村	H26.4.21	1.11	個人所有者 1名	外来種駆除
中部	長野県	木島平村	H27.9.16	0.24	個人所有者 1名	間伐
		信濃町	H27.9.16	0.18	個人所有者 1名	間伐
近畿 中国	奈良県	高取町	H27.3.23	4.46	個人所有者 3名	間伐
九州	鹿児島県	霧島市	H26.3.28	0.86	個人所有者 1名	間伐
		屋久島町	H26.3.28	0.84	個人所有者 2名	外来種駆除

世界自然遺産地域及びその候補地における外来植物の駆除に係る不用木の除去については、当該隣接民有林等の伐採対象木を国に無償譲渡した場合、森林整備・保全事業(公共事業)により全額国の負担において実施



小笠原諸島母島南崎公益的機的機能維持増進協定箇所位置図



小笠原諸島母島南崎地域公益的機能維持増進協定箇所基本図挿入図

